大阪産業機械工業

けんぽだより

令和７年度 決算のあらまし
10月は健康強調月間です

令和８年秋 第157号

会社訪問シリーズ



株式会社新光機械製作所

この「けんぽだより」は、ご家庭でご家族とご一緒にご覧ください

https://www.osk-kenpo.or.jp/

◆健康保険を取り巻く状況

我が国の経済は、高水準の賃上げ等により個人消費は拡大しているものの、円安や中東情勢の緊迫による原材料価格の高騰や物価上昇などの影響から、経済負担が上昇しており、先行きは不透明な状況が続いています。

健康保険組合を取り巻く状況は、医療の高度化や高額薬剤の保険適用による医療費の増大と、高齢化の進展に伴い増え続ける高齢者医療制度への納付金および支援金により、厳しい財政状況が続いており、医療保険制度の支え手である現役世代の負担は増すばかりとなっています。

政府は、負担を将来世代に先送りすることなく、国民皆保険制度を持続可能なより良い制度として引き継いでいくため、現役世代の負担軽減を図るための医療保険制度改革を進めるとともに、年齢に関係なくすべての国民が能力に応じて負担し、支え合う全世代型社会保障制度の構築に向け、社会保障国民会議における議論を踏まえ税と社会保障の一体改革に取り組んでいくとされています。高齢者の窓口負担割合の見直しなど、高齢者医療制度改革についての国民的議論が深まることを期待するところです。

◆令和7年度　決算概要

健康保険料収入は、賃上げの影響を受けて平均標準報酬月額が大幅に増加し、また被保険者数も増加したことで健康保険料収入の総額は、前年度より4.57%増、3億317万円増収の69億3752万円となりました。

支出面では、保険給付費が落ち着き、被保険者1人当たりの保険給付費は、対前年度比0.40%増の309,773円と増加率が抑制され、加入者数が増加したにもかかわらず、保険給付費の総額は、対前年度比2.78%増、9553万円増額の35億3079円となりました。

また、高齢者医療制度への納付金および支援金は、令和7年までにすべての団塊の世代が後期高齢者に移行したことで、後期高齢者支援金は6.01%増と大幅に増加しましたが、前期高齢者納付金が△3.87%減少したことで、高齢者医療制度への納付金等の総額は、対前年度比1.52%増、4277万円増額の28億6087万円となりました。

結果、健康保険料収入が増収となった一方で、支出においては、保険給付費および高齢者医療制度への納付金等の総額がともに落ち着いたことで、令和7年度の財政状況を示す経常収支差引額は、当初の赤字見込から3億1196万円の黒字決算となりました。なお、収支差引残額は9億9563万円となりましたので、準備金に1億円を積み立て、繰越金として5億40万円を令和８年度に繰越し、財政調整事業繰越金を除いた残額の3億9501万円を別途積立金に積み増しました。

また、介護勘定については、収支差引残額が1億1538万円となりましたので、5000万円を令和８年度へ繰越し、残額の6538万円を介護準備金に積み増しました。

健康保険料収入

平均標準報酬月額が大幅に増加し、被保険者数も増加したことで、被保険者1人当たり額は対前年度比2.15%増の608,661円となりました。

保険給付費

被保険者１人当たり額は、対前年度比で被保険者の給付費が5.31%増、被扶養者の給付費は△3.85%減、高齢者の給付費が△12.60%減となり、保険給付費全体の被保険者１人当たり額は、対前年度比0.40%増の309,773円となりました。

納付金等

高齢者医療制度への納付金等は、すべての団塊の世代が後期高齢者に移行したことで、後期高齢者支援金は6.01%増と大幅な増加となりましたが、前期高齢者納付金が△3.87%減少したことで、高齢者医療制度への納付金等の被保険者1人当たり額は、対前年度比△0.83%減の250,998円となりました。

保健事業費

第4期特定健康診査等実施計画および第3期データヘルス計画に基づく各種保健事業を実施した結果、被保険者1人当たり額は、対前年度比△2.71%減の14,743円、総額では対前年度比△0.40%減の1億6804万円となりました。

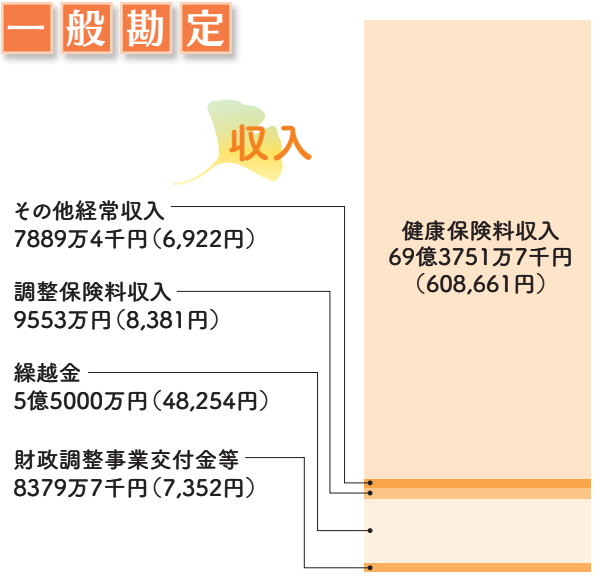
詳細な決算額はグラフのとおりです。

令和７年度

決算のあらまし

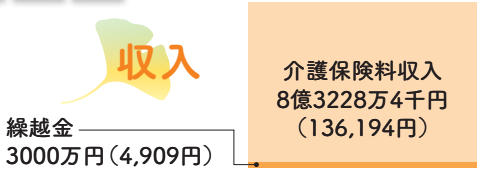
令和７年度

一般勘定



収入合計　77億4573万8千円（679,570円）
経常収入合計　69億6648万4千円（611,202円）
収入支出差引額　9億9563万円（87,351円）

介護勘定



収入合計　8億6228万4千円（141,104円）
収入支出差引額　1億1538万2千円（18,881円）

決算の基礎数値（一般勘定）

被保険者数	11,398人
平均標準報酬月額	402,678円
※保険料率	96.0／1000
事業主	48.0／1000
被保険者	48.0／1000

※調整保険料率1.30/1000含む

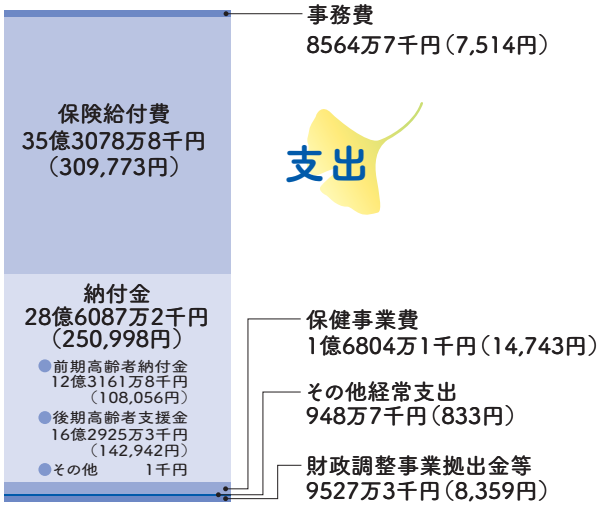
議員（理事）の交代

- 桂　誠司　（株式会社 酉島製作所）
  ➡ 長木　文著（令和8年3月2日付）
- 岩田　豪　（株式会社 田邊空気機械製作所）
  ➡ 田邉　照（令和8年3月16日付）
- 村井　信也　（株式会社 モリタホールディングス）
  ➡ 明田　京子（令和8年6月22日付）
- 岩橋　茂治　（光洋機械産業 株式会社）
  ➡ 藤本　憲久（令和8年6月29日付）

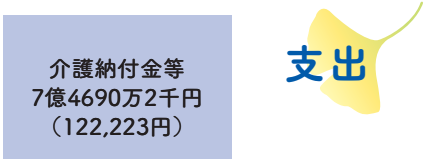
組合会が、7月6日㈪に開催され、令和7年度収入支出決算および事業報告等が承認されましたので、概要をお知らせします。

収入支出決算

（　）内は被保険者１人あたり額



支出合計　67億5010万8千円（592,219円）
経常支出合計　66億5452万5千円（583,833円）
経常収入支出差引額　3億1195万9千円（27,369円）



支出合計　7億4690万2千円（122,223円）

事業所編入

- **株式会社 ササクラ・メタリックス**
  大阪府羽曳野市碓井3丁目527番（令和8年4月1日付）

事業所所在地変更

- **株式会社 アロイテクノロジー**
  大阪府八尾市太田新町6丁目159番1号
  ➡大阪府八尾市南木の本9丁目52番地（令和8年6月1日付）
- **日本海建設電気 株式会社**
  秋田県秋田市茨島3丁目1番6号
  ➡秋田県秋田市卸町3丁目7番5号（令和8年6月1日付）
- **光洋機械産業株式会社**
  大阪府大阪市中央区南本町2丁目3番12号
  ➡大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号（令和8年8月17日）
- **イズテック株式会社**
  大阪府大阪市中央区南本町2丁目3番12号
  ➡大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号（令和8年8月17日）
- **株式会社ケイテイエス**
  大阪府大阪市中央区南本町2丁目3番12号
  ➡大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号（令和8年8月17日）

◇令和7年度　事業実施結果

【1】「財政の健全化」【2】「保健事業の推進」【3】「情報の提供」を基本方針とし、以下のとおり実施しました。

【1】「財政の健全化」

適用、給付および医療費の適正化

・被扶養者の再確認（検認）事務の実施
　医療費の適正化、高齢者医療制度への納付金等、および介護納付金の負担軽減を図るため、みなさまのご理解とご協力を得て実施しました。
・レセプト（医療費請求書）の点検
　レセプト点検システムを活用し、レセプト点検を効率的かつ効果的に行い、医療費の適正化、請求誤りおよび重複請求等の防止に努めました。
・柔道整復および鍼灸療養費（支給申請書）の点検
　加入者調査と施術者照会等により、不正・不当請求の防止に努めました。
・負傷原因調査の実施
　交通事故等の第三者行為にかかる医療費は、加害者（保険会社等）に対し求償権を行使しました。
・ジェネリック医薬品の使用促進
　病院や薬局からお薬をもらっている40歳以上の方で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が軽減される方を対象に、「ジェネリック医薬品をお使いいただくために（ご案内）」の差額通知を送付し、ジェネリック医薬品の使用促進を図りました。

諸事業の効率的な実施と事務所諸経費の削減

・予算、事業計画に沿った諸事業を効率的に実施しました。
・過年度事務経費の検証を行い、当該年度も経費削減に努めました。

【2】「保健事業の推進」

加入者の健康保持増進のため事業所と連携した事業の展開

・特定健診等
　受診率向上のため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断と特定健診の全検査項目を包括した生活習慣病健診等を事業所と共同実施しました。また、被扶養者の未受診者に対しては受診勧奨通知を送付し、未受診の防止に努めました。
・特定保健指導
　特定健診の結果に基づき特定保健指導対象者を選定し、SOMPOヘルスサポート㈱に委託するとともに、被扶養者は集合契約機関を含めて実施しました。また、巡回健診時において対象者を選定し、㈱ベネフィット・ワンにおいて保健指導を実施しました。
・データヘルス計画事業
　総合リスクの判定による重症化予防事業、高リスク保有者へのフォローアップ、前期高齢者向け電話保健指導等を実施しました。また、インセンティブ事業として、「K-POINT」を実施しました。
・メンタルヘルス対策
　「こころとからだの健康相談（電話およびメール）」を設置し、提携機関でのカウンセリングの活用も奨励しました。
・健康管理委員会等の開催
　健康保険・健康管理委員会を開催し、「女性活躍推進セミナー」（10月）、「明日からちょっと楽になる健康づくり～続けられる運動習慣のヒント～」（3月）をテーマに講演等を実施しました。

【3】「情報の提供」

事業所および加入者に対する情報の提供

・事業所に対する情報の提供
　法律改正等に関する各種通知、および健診結果等のお知らせを都度提供しました。
・加入者に対する情報提供
　予算（決算）組合会の決議事項等は、機関紙「けんぽだより」およびホームページ等でお知らせしました。また、健康意識の向上と医療費の不正請求防止を図るため、「医療費のお知らせ」を実施しました。
・個人情報保護
　個人情報の取り扱いに関する諸規程を整備するとともに、個人情報の保護・管理について徹底を図りました。

10月は健康強調月間です

10月は健保連および健保組合が定めた健康強調月間です。
ご自身やご家族の健康について見つめ直してみてはいかがでしょう。
健保組合ではこれらの事業を実施および予定していますので、ぜひご活用ください。



すこやかファミリー

ご希望される女性被保険者および被扶養配偶者の方に、家族みんなの健康管理に役立つ健康情報誌を年４回お届けしています。
ぜひご活用ください。

健康づくりの第一歩 ウォーキング

ホームページ（https://www.osk-kenpo.or.jp/）の、健康づくり＞その他＞ウォーキングには、健保連大阪連合会などが開催するウォーキング行事のコース・日程等が掲載されています。
ぜひご活用ください。

健康こんぱす

ホームページ（https://www.osk-kenpo.or.jp/）のトップページからご覧いただける健康こんぱすには、季節ごと、月ごとの健康お役立ち情報が満載されています。
毎月更新されますので、毎日を楽しく過ごすためにご活用ください。



禁煙支援事業

禁煙外来のように通院することなく、禁煙に取り組んでいただくプログラムです（ご自宅へ８週間分の禁煙パッチまたは禁煙ガムをお届けします）。

対象者 当健保組合の被保険者の方

申込方法

WEB ➔【団体コード】1032
➔「おすすめ商品」から商品を選択

WEBはこちらから

9月末～ 家庭常備薬の配布

禁煙外来治療の補助

健康保険適用の禁煙外来治療を受けられた方に、かかった医療費の自己負担額（上限20,000円）を補助します。

インセンティブ事業（K-POINT）

ウォーキングをしたり特定健診を受けることでポイントが貯まり、貯まったポイントで賞品をゲットできる、がんばっておトクなインセンティブ事業（K-POINT）を実施しています。

無料相談 こころとからだの健康相談

10ページ参照

アプリ「みんなの家庭の医学」からご利用いただけます。
メールで、予約して電話で、すぐに電話で、ご都合に合わせて3つの相談方法を選べます。

☎0120-811-278 健康相談（24時間365日）

こころの相談受付時間

（平日：9時～21時／土曜日：10時～18時／日祝・1/1～1/3は休）
アプリを登録して、医療の専門家が監修した信頼できる情報、幅広い相談から作った本当に役立つQ&A、健康の悩みを医療の専門家に相談できる健康相談など便利な機能を、ぜひご活用ください。

12月予定 保健手帳の配布

ご希望される被保険者へ配布します。
健保組合の実施事業等も掲載していますので、ぜひご活用ください。

ファミリー歯科健診

「むし歯」も「歯周病」も予防にはセルフケアが大切です。毎日のブラッシングに加えて、定期的に専門家によるチェックを受け、歯のメンテナンスにぜひご活用ください。
前期（6月～9月：近畿圏・他）
後期（12月～3月：全国区）

保養所のご案内は

ホームページ
（https://www.osk-kenpo.or.jp/）
または「けんぽだより」
令和８年春号をご覧ください。



女性の健康対策で
職場環境の改善につなげよう

女子学 eラーニング





いつでも　どこでも
スマートフォンでも
学習できます

女性特有の健康課題を正しく理解し配慮することは、
男女問わず、誰もが働きやすい職場環境の実現につながります。
ちょっとしたすきま時間を活用して
職場のみんなで女性の健康対策を学びましょう。

導入のスライドのテーマは「女性のがん」

●働く世代は、男性より**女性のほうががんの罹患率が高い**って知っていましたか？

学習テーマは女性のがんとやせ・貧血

●若い世代に多い**女性のがんについて学習**
●**いきすぎたやせ**願望の危険性を学習

学習後は確認テストで知識の定着を

●当事者と周囲の人に**分けてテスト受験**が可能

利用期間　2026/10/1(木) ▶▶▶ 2026/12/31(木)

eラーニングは当健保組合のホームページからご覧ください。
※ ホームページ内のバナーをクリック。

当健保組合ホームページ URL

https://www.osk-kenpo.or.jp/

大阪産業機械工業健康保険組合

記号・番号、保険者番号

健康保険の情報を\確認/するには?



　従来の健康保険証に記載されていた記号・番号や保険者番号などの情報は、マイナンバーカードに記載されていません。
　これらの情報は、健康保険組合に提出する各種給付金の申請や、健康診断の申し込み時などに必要となる場合があります。その際は、マイナポータル、資格確認書、または資格情報のお知らせで確認してください。

以下の3つの方法で確認することができます

政府が運営するオンラインサービス

マイナポータル

マイナポータルにログイン



「健康保険証」ボタンをタップ

ホーム画面の「証明書」メニューの中にあります。



情報をスクロールして確認

記号・番号・保険者番号をご確認いただけます。



詳しいログイン方法はこちら▶

※スマートフォンによって見え方が異なる場合があります。

マイナ保険証をお持ちでない方に交付される

資格確認書

　マイナ保険証をお持ちでない方に交付される「資格確認書」には、健康保険の情報が記載されています。



入社や転職の際に交付される

資格情報のお知らせ

　入社や転職で健康保険の資格を取得した際に発行される「資格情報のお知らせ」にも、健康保険の情報が記載されています。

check! 資格情報のお知らせのみで保険診療を受けることはできず、マイナ保険証と併せて医療機関等へ提示する必要があります。

マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録がしたい方は▶

2025年度版

「健康スコアリングレポート」に見る 当健保組合の健康課題

厚生労働省・日本健康会議・経済産業省による「健康スコアリングレポート」が届きました。健保組合では、この情報を事業主と共有し、みなさまへの予防・健康づくりの取り組みに活用していきます。

顔マークの見方

全健保組合平均を100とした際の各組合の相対値を高い順に５等分し、「良好」から「不良」の５段階で表記しています。



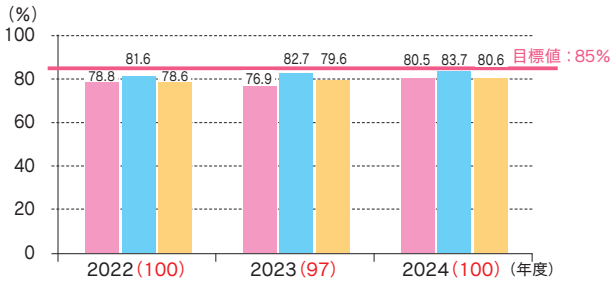
① 特定健診・特定保健指導

当健保組合の特定健診・特定保健指導の実施状況は、特定健診は中央値と同程度、特定保健指導はやや不良でした。引き続き被扶養者の健診受診率が低いことが課題となっています。

総合	組合順位	172位／255組合
全組合順位		1,030位／1,375組合

特定健診の実施率

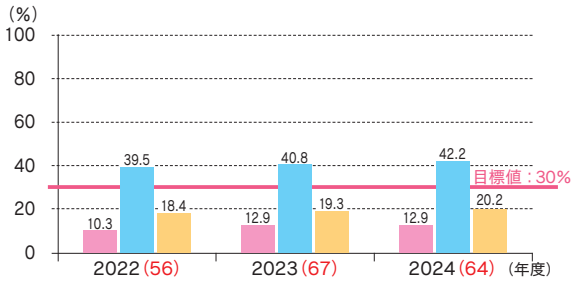
1ランクUPまで(*1)	あと142人



特定健診の実施率	2022	2023	2024
当組合	78.8%	76.9%	80.5%
	114位/255組合	173位/255組合	120位/255組合
業態平均	81.6%	82.7%	83.7%
総合組合平均	78.6%	79.6%	80.6%

特定保健指導の実施率

1ランクUPまで(*1)	あと29人



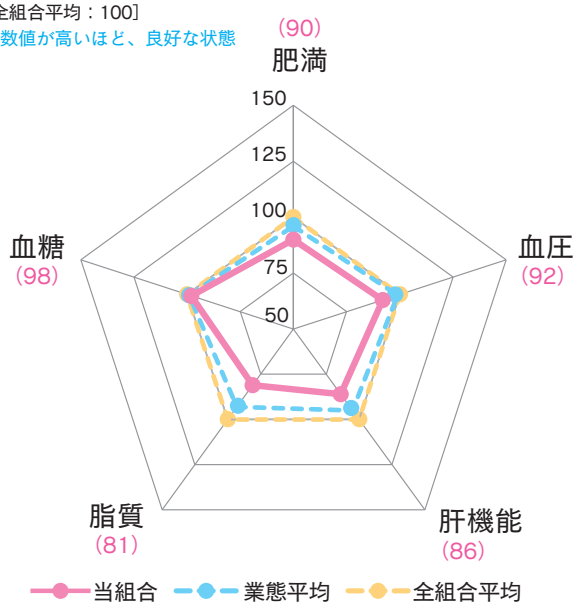
特定保健指導の実施率	2022	2023	2024
当組合	10.3%	12.9%	12.9%
	194位/255組合	163位/255組合	179位/255組合
業態平均	39.5%	40.8%	42.2%
総合組合平均	18.4%	19.3%	20.2%

※目標値は、第４期（2024～2029年度）特定健康診査等実施計画期間における保険者種別目標。
※順位は、保険者種別（単一・総合）目標の達成率の高い順にランキング。
※（　）内の数値は、総合組合平均を100とした際の当組合の相対値。
※(*1)"ランクUP"は、5段階評価のランクを１つ上げるための目安(実施人数)を記載。

当組合　業態平均　総合組合平均

② 健康状況

［全組合平均：100］
＊数値が高いほど、良好な状態



肥満、血圧、肝機能、脂質、血糖のリスク保有者の割合を業態平均・全組合平均と比較しています。平均が100で、数値が小さいほど悪い状態です。

当健保組合の健康状況は、血糖リスクは中央値と同程度、肝機能と脂質リスクは不良、その他のリスクはやや不良でした。

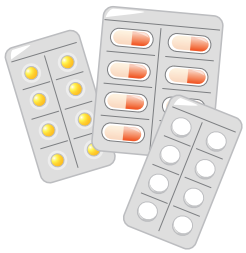
健康状況の経年変化		2022	2023	2024
肥満	当組合	88	89	90
	業態平均	95	96	96
血圧	当組合	91	89	92
	業態平均	98	99	99
肝機能	当組合	86	88	86
	業態平均	94	95	95
脂質	当組合	83	85	81
	業態平均	93	94	93
血糖	当組合	96	97	98
	業態平均	99	98	99

※2024年度に特定健診を受診した者のみのデータを集計。

2026年 制度改正のポイント

6月から 先発医薬品を選んだ場合の自己負担が増加

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるにもかかわらず、患者が先発医薬品（長期収載品）を希望し処方してもらうと、自己負担が加算されます。これまではジェネリック医薬品との差額のうち「4分の1」が加算されていましたが、6月からは「2分の1」に引き上げられました。



3割負担の場合のイメージ

（ジェネリック医薬品1,000円、長期収載品2,000円の場合）

差額 1,000円

	2026年5月まで	2026年6月以降
選定負担	250円＊＋消費税25円 ＊1,000円×1/4＝250円	500円＊＋消費税50円 ＊1,000円×1/2＝500円
患者負担	（3割） 525円	（3割） 450円
保険給付	（保険外併用療養費） 1,225円	（保険外併用療養費） 1,050円
長期収載品	【2,000円】	【2,000円】
最終的な患者負担	250円＋消費税25円 ＋525円＝**800円**	500円＋消費税50円 ＋450円＝**1,000円**

長期収載品の薬価から、該当するジェネリック医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を控除して（引いて）得た価格（価格差）に、**2分の1**を乗じて得た価格が選定負担となります。

注意
選定療養は保険外の療養となりますので、消費税（10%）が別途かかります。

200円の負担増

6月から 入院時の食費・光熱水費の患者負担引き上げ



食材費や光熱水費が増加していることなどを受け、2026年６月から、入院時に患者が負担する「食事療養標準負担額」および65歳以上で療養病床に入院する患者が負担する「生活療養標準負担額」が引き上げられました。

入院時の食事療養標準負担額

	2026年5月まで	2026年６月から
食費負担	１食510円	１食550円

※患者の所得などにより、負担額は異なります。

65歳以上で療養病床 入院時の生活療養標準費負担額

	2026年5月まで	2026年６月から
食費負担	１食510円	１食550円
居住費負担	１日370円	１日430円

10月から パート・アルバイトなどの社会保険の適用拡大

最低賃金の上昇などを受け、2026年10月以降、社会保険（健康保険・厚生年金）加入の適用要件から、「月額賃金8.8万円（年収約106万円）以上」が撤廃されました。

2026年9月まで

- □ 週の所定労働時間が20時間以上
- □ ２カ月を超える雇用見込みがある
- □ 学生ではない
- □ 月額賃金8.8万円（年収約106万円）以上
- □ 従業員数51人以上の事業所に勤務している

2026年10月から

- □ 週の所定労働時間が20時間以上
- □ ２カ月を超える雇用見込みがある
- □ 学生ではない
- □ 従業員数51人以上の事業所に勤務している＊

＊企業規模要件は、2027年以降、段階的に縮小・撤廃される予定です

2027年3月から OTC類似薬の一部に「特別の料金」を導入

「OTC類似薬」とは、ドラッグストア等で買える市販薬（OTC医薬品）と成分や投与経路が同じ医療用医薬品のこと。

2027年３月から、一部のOTC類似薬について、従来の自己負担（原則３割）に加えて、「薬剤費の４分の1相当」が、特別の料金として加算される予定です。

対象となる薬

市販薬（OTC医薬品）でも代用可能な、湿布・花粉症治療薬・風邪薬などの一部（医療用医薬品）、77成分・約1,100品目が対象。

※OTC類似薬そのものが保険適用外になるわけではありません。

8月から 高額療養費の自己負担限度額が引き上げられ、年間上限が新設されました

健康保険の高額療養費制度は、医療費が高額になった場合でも自己負担の上限を設けることで家計の破綻を防ぐセーフティーネットです。一方で、高齢化の進行などに伴う医療費増大によって制度の持続可能性の確保が急務でした。このため、ほぼすべての所得区分で月額上限が引き上げられました。標準報酬月額28万円～50万円の一般所得層では、約80,100円から約85,800円への引き上げとなります。一方で年間上限（8月～翌年7月）の新設、多数回該当の据え置きにより、抗がん剤治療や慢性疾患で数万円の負担が長期にわたって続く患者の経済的負担に配慮した内容となっています。

2026年8月～ 高額療養費の自己負担限度額 ＜緑色 の部分が変更箇所＞

標準報酬月額	自己負担限度額（月額上限）			年間上限
	外来特例（70歳以上）		多数回該当	
83万円以上	270,300円＋（医療費－901,000円）×1%		140,100円	1,680,000円
53万円～79万円	179,100円＋（医療費－597,000円）×1%		93,000円	1,110,000円
28万円～50万円	85,800円＋（医療費－286,000円）×1%		44,400円	530,000円
26万円以下	22,000円*1	61,500円		530,000円*3
住民税非課税（70歳未満）	36,900円		24,600円	290,000円
住民税非課税（70歳以上）	11,000円*2	25,700円		
一定所得以下（70歳以上）	8,000円	15,700円	—	180,000円

※多数回該当…過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目以降の上限額
＊1 年間上限216,000円　＊2 年間上限96,000円
＊3 標準報酬月額15万円以下に該当することを確認できた場合は410,000円（2027年8月以降に償還払い）

2027年8月から 所得区分の細分化による負担の適正化が図られます

高額療養費の自己負担限度額の見直しは、2段階で行われます。2027年8月からは、所得区分の細分化が実施されます。70歳未満では5区分が、より負担能力に応じたものとなるよう13区分へと細分化され、中高所得層を中心により細密な所得水準に合わせた月額上限の引き上げが行われます。

2027年8月～ 高額療養費の自己負担限度額 ＜水色 の部分が変更箇所＞

標準報酬月額	自己負担限度額（月額上限）			年間上限
	外来特例（70歳以上）		多数回該当	
127万円以上	342,000円＋（医療費－1,140,000円）×1%		140,100円	1,680,000円
103万円～121万円	303,000円＋（医療費－1,010,000円）×1%			
83万円～98万円	270,300円＋（医療費－901,000円）×1%			
71万円～79万円	209,400円＋（医療費－698,000円）×1%		93,000円	1,110,000円
62万円～68万円	194,400円＋（医療費－648,000円）×1%			
53万円～59万円	179,100円＋（医療費－597,000円）×1%			
44万円～50万円	110,400円＋（医療費－368,000円）×1%		44,400円	530,000円
36万円～41万円	98,100円＋（医療費－327,000円）×1%			
28万円～34万円	85,800円＋（医療費－286,000円）×1%			
20万円～26万円	28,000円*1	69,600円		
16万円～19万円		65,400円		
15万円以下	22,000円*1	61,500円	34,500円	410,000円
住民税非課税（70歳未満）	36,900円		24,600円	290,000円
住民税非課税（70歳以上）	13,000円*2	25,700円		
一定所得以下（70歳以上）	8,000円	15,700円	—	180,000円

※多数回該当…過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目以降の上限額
＊1 年間上限216,000円　＊2 年間上限96,000円

高額療養費は、月ごと、個人ごと、医療機関ごと、入院・外来別、医科・歯科別に計算されます。月をまたいで入院した場合は、月ごとに計算されます。また、入院時の食事代や居住費・差額ベッド代は対象外となります。

業務部だより

算定基礎届により９月から　標準報酬月額が改定されます

今年も、各事業所からみなさまへ４～６月に支給されました給与総額を届出（算定基礎届）いただき、９月からの標準報酬月額が決定されました。この算定基礎届は、みなさまの保険料や各種給付金等の支払いの計算の基礎となる届出で、毎年この届出に基づき、９月から翌年８月までの標準報酬月額を決定します（**定時決定**）。なお、保険料はほとんどの場合１カ月遅れで給与から控除されますので、10月分の給与から、新しい標準報酬月額で計算した保険料が控除されることになります。

ただし、昇給等で固定的賃金が変わり、以降３カ月間の平均額が従来と２等級以上の差が生じたときは、月額変更届により、４カ月目から標準報酬月額の改定を行い保険料等に反映されます（**随時改定**）。例えば、４月に昇（降）給等があり、４～６月の平均額が従来の標準報酬月額より２等級以上変動したときは、７月から改定され、８月分の給与から、新しい標準報酬月額で保険料が控除されることになります。

※任意継続被保険者の上限標準報酬月額は、９月末日の全被保険者の平均標準報酬月額で決定されます。（確定後ホームページ等でお知らせします）

総務部だより

健診後に特定保健指導の案内が届いたとき

特定保健指導は、「各種健診（特定健診含む）」の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直す支援［動機付け支援または積極的支援］を行うものです。

特定保健指導の対象者となられた被保険者のみなさまへは、健保組合から事業所を通じ、また、被扶養者のみなさまへは、健保組合から直接ご案内させていただきますので、この機会を活用し、ぜひ生活習慣の改善に努めましょう。

実施方法

●被保険者のみなさまは
当健保組合が業務委託したSOMPOヘルスサポート㈱の相談員が事業所またはご自宅の訪問および遠隔面談を実施。

●被扶養者のみなさまは
当健保組合が業務委託したSOMPOヘルスサポート㈱の相談員が遠隔面談および電話指導で実施または契約した集合契約AおよびBに加盟の病院や診療所で実施。

実施費用　無料。いずれも当健保組合が全額負担します。



みんなの家庭の医学

育児や介護に関するお悩みも、
みんなの家庭の医学で相談できます。

プライバシー厳守
相談・通話料無料　24時間365日

0120-811-278

仕事と育児で疲れがとれない
不安があり誰かに話を聴いてほしい
夜中に何度も目が覚めてしまう
親の物忘れが最近増えた気がする

からだとこころのお悩みに、メディカルスタッフによる「健康相談」や「お悩みQ&A」でお応えします。
「みんなの家庭の医学」を、みなさま・ご家族の健康づくりに安心して積極的にご利用ください。



「みんなの家庭の医学」WEBサイト　https://kateinoigaku.jp/

❶メールで相談
時間と場所を選ばずに相談することができます。
❷電話相談
電話相談したいときに専門家につながります。
❸予約電話相談
都合のよい時間に予約をして電話相談ができます。

アプリの▶
DLはこちら

▼当組合専用
団体コード
06273239

大阪産業機械工業健康保険組合

ヘルシーUP
投稿コーナー

みなさまの「健康への思いや増進策」を発信します。
テーマは「私の健康法、ストレス解消法ならびに趣味」です。
ご投稿お待ちしています！

「六十の手習い」～妻との楽しいゴルフライフ～

一般社団法人　日本産業機械工業会　関西支部　細川　洋一

還暦の60歳を迎えて、ゴルフをはじめました。無理なく体を動かせて生涯続けられる趣味として、今では週末の楽しみです。ただ、はじめた頃は100を切ることに必死で、スコアだけを追いかけていました。同伴者のプレーを見るたびに落ち込み、ラウンド後には練習場に直行するなど、非常にストイックなゴルフライフでした。「このままでは長く続けることができないかも」「もっとゴルフを楽しみたい」との思いが日増しに強くなり、自身のマインドセットを変えるため、ある日、長年連れ添う妻と相談してみました。

相談の中で、「私もゴルフをやってみたい！」と妻から思いも寄らない言葉が出ました。妻はもともと運動神経が良く、手先も器用なので（ピアニスト）、さも自信がありそうな様子でした。私も妻がゴルフをはじめることに大賛成し、ささやかなゴルフクラブのセットをプレゼントするなど、スタートを応援しました。

その後、妻と一緒にゴルフレッスンを受ければ、コーチからは「筋が良い！」と妻が褒められるようになり（褒められると伸びる性格！）、結果、練習にも熱が入り、妻の方がめきめき上達したことは、わざわざ言うまでもありません（なんでやねん！）。

今では、ラウンドのティーショットの際、「レディースティー」では物足らず（女性のために少し前に設置されている）、「ゴールドティー」（主にシニア向けや中級者以上の女性プレーヤーを対象にレディースティーより後方に設置）を使用するまでになっています。

また、ラウンド中は、私のスイングを遠巻きに見ながら、ミスショットすると私の耳元で、「もっと脱力して！」、「ヘッドアップしている！」などと囁いてくれます。

ラウンドはいつも私の友人達も誘って、「ワイワイ賑やか」なゴルフです。ゴルフ場での昼食も楽しんでいます。また、ラウンド後、自宅での夕食時はその日のプレーを振り返って、お互いを褒め合っています。

妻とのゴルフは私のゴルフライフを大きく変えてくれました。これからも妻と一緒に楽しい時間を長く続けていけそうです。今では、妻に感謝しています!!

表紙のことば

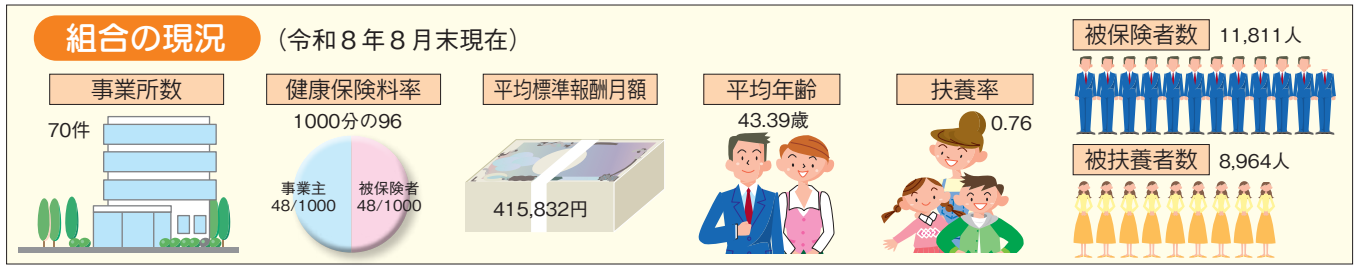
株式会社新光機械製作所

当社は1952年の創業以来70年以上、送風機一筋の専業メーカーです。

当社製品は産業用を重点に全般的に優れた部品構造になっており、耐久性に優れた製品をオーダーメイドで設計、製作しています。材料から製品の完成まで一手に担当することで、豊富な技術力・ノウハウを蓄積しています。これにより、お客様からの困難な課題にも対応できる総合力を備え、改良や仕様変更へのきめ細かい対応が可能となっています。さらに、自社製品の再現性の確保に努めており、品質の安定性にも配慮した製品開発を実現しています。これからもお客様の期待に応える製品を提供すべく、技術革新に励んでまいります。

組合の現況

（令和８年８月末現在）



（表紙題字は初代原田龍平理事長揮毫）



K-POINTの無料公式アプリをご利用ください

一度ログインすれば、アプリから簡単にサイトにアクセスできます！

K-POINT

1 登録

詳細はこちらから

すでに登録済みの方も、これからK-POINTを始める方も、アプリのダウンロードをお願いします

アプリならメリットいっぱい！

- **スムーズな歩数登録**
  歩数かんたん登録機能を使うと、アプリからすぐに歩数登録ができます。
- **シンプルな歩数管理**
  歩数計機能が搭載。日・週・月ごとの歩数確認ができます。
- **便利なメッセージ機能つき**
  メッセージ一覧から、賞品のQUOカードPayが受け取れます。

2 ポイントを貯める

■毎日のウォーキングで貯まる

ウォーキングポイント　　対象：被保険者および30歳以上の被扶養者

■健診を受けると貯まる

健診ポイント　　対象：40歳～75歳未満の被扶養者

※パート先等の健診を受診された方は、下記健診結果提出票等を提出。

3 ポイントを使う

賞品交換申請期間は5月1日～5月31日

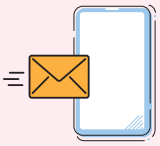
最後にポイントを獲得・使用した日から１年が経過すると保有ポイントがすべて失効しますので、お早めにご利用ください。

詳細は、当健康保険組合ホームページのバナー K-POINT をクリック！



メール受信設定のお願い

賞品申請時期の大切なお知らせや申請賞品の「QUOカードPay」はメールで届きます。
お手数ですが、下記事項のご確認をお願いします。
1.登録のメールアドレスを再確認してください。
2.受信拒否設定の解除（受信リスト追加）
@k-point.info（K-POINTからのお知らせ等）
@pay-email.quocard.jp（QUOカードPayの配信）



キリトリ

健診結果提出票

パート先等の健診を受診された方は、切り取って今年度の健診結果のコピーとともに、健康保険組合・健診担当宛にお送りください。健診ポイント1,000ポイントを付与します。

健康保険記号－番号	－	氏名	
質問	血圧を下げる薬を服用されていますか		はい　・　いいえ
	インスリン注射または血糖を下げる薬を服用されていますか		はい　・　いいえ
	コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用されていますか		はい　・　いいえ
	現在、たばこを習慣的に吸っていますか		はい　・　最近1カ月間は吸っていない　・　いいえ

お手持ちの健診結果について、次の項目が記載されているか確認☑してください。

健診日	□	BMI	□	HDLコレステロール	□	γ-GT（γ-GTP）	□
健診機関名	□	腹囲	□	LDLコレステロール※	□	血糖またはHbA1c	□
健診機関医師名	□	収縮期血圧	□	AST(GOT)	□	尿糖	□
身長	□	拡張期血圧	□	ALT(GPT)	□	尿蛋白	□
体重	□	中性脂肪	□	項目が不足していると特定健診の登録(ポイント付与)ができません。			

※中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合、「non-HDLコレステロール」でも可。

発行
大阪産業機械工業健康保険組合
〒530－0012 大阪市北区芝田２丁目８番10号（光栄ビル４階）
TEL 06（6372）5501　FAX 06（6372）5589